## 掛金と給付

### 掛金について(全額、事業主にご負担いただきます)

加入者1人当たり、月額3,000円の掛金額をご負担いただきます。 全額を損金算入できますので、税制上の優遇を受けられます。

掛金の種類	掛金の使途	掛金額
年金掛金(標準掛金)	将来の給付を賄うために必要となる掛金	2,000円
事務費掛金	基金の事務運営や業務委託先への委託料となる掛金	1,000円

#### 給付について

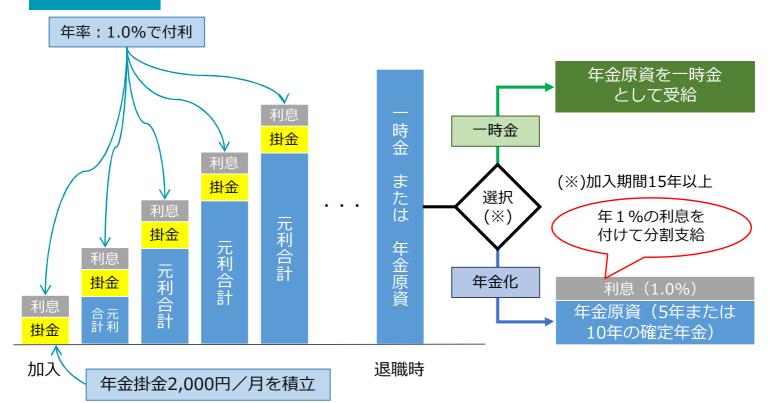
毎月、年金掛金2,000円を積立て、年率1%の利息を付利します。

加入期間1ヶ月以上から給付を受給できます。

加入期間15年未満で資格喪失した場合は、一時金での給付となります。

加入期間15年以上で資格喪失した場合は、一時金または年金での受取りが選択できます。年金での受取りを選択した場合は、5年または10年の受給期間を選択していただきます。

#### 制度のイメージ



	加入期間別給付額			
	10年	20年	30年	40年
一時金額	25.2万円	53.1万円	83.9万円	117.9万円
年金額(5年)	_	10.9万円	17.2万円	24.2万円
年金額(10年)	_	5.6万円	8.8万円	12.4万円

# 掛金と給付の制度詳細

項目	内容		
加入者の範囲	満65歳未満の厚生年金被保険者全員		
加入者資格取得日	加入者の範囲に該当した日(厚生年金の資格取得日)		
資格喪失年齢	65歳		
掛金額	月額掛金総額3,000円/人 (内訳:年金掛金2,000円、事務費掛金1,000円)		
掛金の本人負担分	無(全額事業主負担)		
給付利率	年1.0%		
一時金受給要件	加入期間1ヶ月以上で資格喪失した場合		
脱退一時金	加入期間1ヶ月以上で資格喪失した場合		
遺族一時金	加入中、年金受給中および年金受給開始前に死亡した場合		
年金受給要件	加入期間15年以上で一時金を選択しなかった場合		
年金受給開始年齢	60歳未満の退職 ⇒ 60歳開始 60歳以上65歳未満の退職 ⇒ 退職時開始 65歳資格喪失 ⇒ 65歳開始		
年金受給期間	5年または10年を年金請求時に選択		
年金支給繰下げ	有り(70歳まで)/繰下げ利率:年1.0%		